

日 薬 業 発 第 8 号
令 和 7 年 4 月 2 日

都道府県薬剤師会担当役員 殿

日 本 薬 剤 師 会
副 会 長 森 昌 平

新型コロナウイルス感染症患者等の公費支援等に係る予算措置の終了について

平素より、本会会務に格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

【最終案内】新型コロナウイルス感染症患者等の公費支援等の終了に伴う令和6年度における請求事務の取扱いについては、令和6年12月11日付け日薬業発第331号にてお知らせしたところです。

新型コロナウイルス感染症患者等に対する公費支援分の請求については、令和7年1月診療分での請求が必要となっていたところですが、令和7年3月診療分までの対応可能としたとのことです。

令和7年4月診療分以降については、請求を行う事が出来なくなりますので、改めて貴会会員へご周知くださいますよう宜しくお願い申し上げます。

事 務 連 絡
令和 7 年 3 月 3 1 日

公益社団法人 日本薬剤師会 御中

厚生労働省健康・生活衛生局
感染症対策部感染症対策課

新型コロナウイルス感染症患者等の公費支援等に係る予算措置の終了について

平素より、感染症対策等にご尽力、ご協力を賜り、誠にありがとうございます。
す。

新型コロナウイルス感染症患者等の公費支援等の令和 6 年度における請求事務については、「【最終案内】新型コロナウイルス感染症患者等の公費支援等の終了に伴う令和 6 年度における請求事務の取扱いについて（令和 6 年 12 月 5 日厚生労働省健康・生活衛生局感染症対策部感染症対策課事務連絡）」により、令和 7 年 2 月 10 日を最終請求日とする旨の周知をお願いさせていただいたところです。

一方で、当該最終請求日までにやむを得ず審査支払機関への請求が間に合わなかった場合の措置として、各都道府県において必要に応じて予算上の対応を行い、令和 7 年 3 月診療分までの対応を可能としました。

今般、上記の対応を最後として、本件公費支援に係る予算措置については終了することから、令和 7 年 4 月診療分以降については、請求を行う事が出来なくなります。

つきましては、各都道府県からの調査に報告を行った医療機関・薬局におかれ
ては、必ず 3 月診療分にて請求いただきますよう、貴会会員への周知方、よろしく
お願いいたします。